

## 被保護者健康管理支援事業業務委託（保健事業）仕様書

### 1 事業名称

被保護者健康管理支援事業業務委託（保健事業）（以下「本事業」という。）

### 2 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

### 3 事業目的

「守口市生活保護被保護者健康管理支援事業実施方針（改訂版）」に基づき、保健師等による保健指導等を行い被保護者の健康意識の向上や生活習慣病の予防等、健康の保持増進を図り、ひいては将来的な医療扶助費の適正化及び被保護者の自立の助長を図る。

### 4 実施体制

- (1) 大阪府内に事業所を設置し、本市の求めに対して迅速に対応できる体制で行うものとする。
- (2) 同事業所内にコールセンターを設置し、個人情報を保管するためのキャビネット等を準備し、事業開始前に本市職員が実施体制、個人情報の保管状況について確認ができることとする。
- (3) 契約期間中の専用番号（フリーダイヤル窓口）を開設し、対象者からの電話相談やコールバックに対応することとする。
- (4) 本事業の実施に当たっては、保健師を必ず一人以上配置することとする。
- (5) 保健事業は、保健師、管理栄養士又は看護師の資格を持ち、保健指導を行う知識及び技術を習得した者で、過去に保健指導を行った実績を有する者が実施するものとし、それぞれの専門性を活かしながら行うものとする。
- (6) 保健事業の実施者が保健師、管理栄養士又は看護師の資格を有する者であることを証明する書類並びに各事業の実施体制及び担当作業が把握できる書類について、事前に本市に提出すること。また、内容に変更が生じる場合は、その都度事前に書面で報告すること。

### 5 保健事業の実施

以下の事業を実施する。なお、各予定対象者人数は見込みであり、委託料は「7 委託料の支払」に記載するとおりとする。

#### (1) 保健事業実施内容

##### ア 健康診査異常値放置者への訪問指導

##### (a) 事業内容

健康診査を受診し、医療機関への受診が必要と思われる者で医療機関未診者に受診勧奨及び保健指導を実施する。

- (b) 予定対象者人数  
8人程度/年度
- (c) 対象者の抽出  
本市が提供するが、対象者の最新の受診状況等を確認した上で保健事業を実施すること。
- (d) 予定回数  
合計3回/年度（時期については、別途協議する。）

イ 生活習慣病治療中断者及び通院しているが経過不良の者への訪問指導

- (a) 事業内容  
生活習慣病の治療を行っていたにもかかわらず、現在治療を中断している者に受診勧奨及び保健指導を実施する。また通院しているが経過不良の者に保健指導を実施する。
- (b) 予定対象者人数  
8人程度/年度
- (c) 対象者の抽出  
本市が提供するが、対象者の最新の受診状況等を確認した上で保健事業を実施すること。
- (d) 予定回数  
合計3回/年度（時期については、別途協議する。）

ウ 糖尿病性腎症重症化予防事業

- (a) 事業内容  
糖尿病性腎症で医療機関に受診中であるが、経過不良の者等に保健指導を実施する。
- (b) 予定対象者人数  
8人程度/年度
- (c) 対象者の抽出  
本市が提供するが、対象者の現状等を確認した上で保健事業を実施すること。
- (d) 予定回数  
合計3回（時期については、別途協議する。）  
訪問による指導を実施することとし、期間は6か月とするが、発注者及び受注者の判断により、実施回数や期間を変更することができる。
- (e) 保健指導の終了後、受注者は直ちに指導効果等の検証を行い、速やかに発注者に報告すること。

- (f) 事業対象者が保健指導の実施時に、医療機関に受診中の場合、治療方針と保健指導の整合性を図るため、対象者から主治医を確認し、情報提供書の作成と提供を主治医に依頼すること。
- (g) 保健指導開始前に、情報提供書を用いてかかりつけ医に保健指導に係る指示事項を確認すること。また、情報提供書の作成に当たり、文書作成料が発生した場合は、受注者が支払う。
- (h) 指導実施状況については、実施内容報告書を作成し、主治医へ中間・最終評価後にフィードバックすること。
- (i) 主治医より、指導内容に対して追加指示があった場合は、支援計画に反映させること。

## (2) ア及びイの実施方法

### (a) 訪問による受診勧奨及び保健指導

訪問するための日程調整を電話で行った後、対象者の自宅を訪問し、医療機関への早期の受診勧奨及び保健指導を実施する。必要な場合は、医療機関の受診に同行する。

なお、対象者が訪問に否定的な反応を示した場合であっても、訪問指導の必要性を粘り強く説明することとし、最終的に訪問を拒否した場合は、(b)の電話による保健指導へ切り替えること。また、訪問時に対象者が不在の場合は、受託者の会社から対象者へ電話で状況を確認するなど、可能な限り面会できるよう努めること。

### (b) 電話による受診勧奨及び保健指導

対象者のうち、(a)の訪問による指導ができない場合は対象者に電話し、医療機関への受診状況を確認する。未受診の場合は、医療機関への早期の受診勧奨及び保健指導をすること。また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、3回以上実施すること。

### (c) 個別支援計画の作成

本市が指定する様式で対象者の個別支援計画を作成すること。

### (d) 事業報告

各回完了後、訪問、電話指導内容や対象者の受診状況など、実施内容を集計したものを紙媒体で、集計の詳細を電子データで本市が指定する様式でそれぞれ提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

### (3) ウの実施方法

(a) 事業参加の同意を得た参加者に、訪問するための日程調整を電話で行った後、対象者の自宅を訪問し、食事指導、服薬指導等の保健指導を実施すること。また、対象者が訪問に否定的な反応を示した場合であっても、訪問指導の必要性を粘り強く説明し、最終的に訪問を拒否した場合は、発注者に拒否理由を説明し、発注者が認めた場合のみ電話での保健指導が実施できることとする。電話で保健指導を行う場合は、受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在のときは、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、3回以上実施すること。

### (b) 個別支援計画の作成

本市が指定する様式で対象者の個別支援計画を作成すること。

### (c) 事業報告

各回完了後、訪問、電話指導内容や対象者の改善状況など、実施内容を集計したものを紙媒体で、集計の詳細を電子データで本市が指定する様式でそれぞれ提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

## 6 費用の負担

本業務にかかる全ての経費(事業に用いる指導用の教材等、電話等の通信費、指導に必要な交通費、業務報告に係る書類作成経費等)は受注者の負担とする。

## 7 委託料の支払

各年度終了時及び全ての事業が終了した後、本市がその内容を点検し、適当と認めたときに請求額を支払うものとする。

### (1) 訪問による保健指導…実際に訪問指導ができた数

(ただし、訪問するための日程調整に係る架電を行ったが不在であったとき、又は訪問指導から電話指導に切り替えた場合は、電話による保健指導として取り扱うこととする。)

### (2) 電話による保健指導…実施方法のとおり3回以上架電を行った数

### (3) 個別支援計画や事業報告の作成等

## 8 その他

(1) 契約後、本仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて受託者と本市の双方が協議して定めること。

(2) 契約後、本仕様書の内容を変更する必要がある場合は、受託者と本市の双方が協議して定めること。